

議第 6 号議案

羽生市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

羽生市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 ～ 9 （略）</p> <p>1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）<u>第 2 条第 9 項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>1 1 ～ 1 3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（利用及び提供の制限）</p> <p>第 1 2 条 （略）</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 9 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第 1 2</td> <td style="width: 33%;">（略）</td> <td style="width: 33%;">（略）</td> </tr> </table>	第 1 2	（略）	（略）	<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 ～ 9 （略）</p> <p>1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）<u>第 2 条第 8 項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>1 1 ～ 1 3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（利用及び提供の制限）</p> <p>第 1 2 条 （略）</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 9 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第 1 2</td> <td style="width: 33%;">（略）</td> <td style="width: 33%;">（略）</td> </tr> </table>	第 1 2	（略）	（略）
第 1 2	（略）	（略）					
第 1 2	（略）	（略）					

条第1項～第12条第2項第1号		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	（略）	（略）

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第5条第2項第1号オに規定する情報を除く。以下「不開示情

条第1項～第12条第2項第1号		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	（略）	（略）

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第5条第2項第1号エに規定する情報を除く。以下「不開示情

報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(5) (略)

報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(5) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第12条の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和6年12月13日提出

埼玉県羽生市議会議員

〃

〃

〃

〃

川 田 真 也

野 中 一 城

増 田 敏 雄

柳 沢 暁

丑久保 恒 行